

市民文化局寄附受納に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民文化局が所掌する事務に対して、市民（企業その他の団体を含む。）から寄せられる寄附受納について、必要な事項を定める。ただし、川崎市募金箱の方法による寄附金の収納に関する要綱（令和3年4月1日3川会第38号）に定める募金箱の方法による寄附金を除く。

(申入れ)

第2条 寄附をしようとする者（企業その他の団体を含む。）は、寄附申入書（様式1）を提出する。ただし、ふるさと納税制度の対象となる本市に対する寄附行為をしようとする者は、川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱（平成20年12月5日20川財庶第409号）第4条第2項に規定する「ふるさと納税申出書」を提出する。

2 前項の規定にかかわらず、ふるさと納税制度の対象となる本市に対する寄附行為に該当しない外国からの寄附の場合は、寄附者の住所、氏名、金額等の情報を記載した電子メールをもって、前項に規定する書面に代えることができる。

(受納の決定)

第3条 受納の決定は、川崎市事務決裁規程（昭和41年4月25日訓令第8号）の定めるところによる。

(寄附受納証明書等の発行)

第4条 寄附を受納した場合は、寄附受領証明書（様式2）を寄附者に発行する。

2 前項の規定にかかわらず、ふるさと納税制度の対象となる本市に対する寄附行為に該当しない外国からの寄附受納を行う場合は、寄附金受領証明書を発行しないことができる。

3 寄附金が納付されたときは、寄附金税額控除に係る申告特例申請書を寄附者に送付することができる。

(寄附者への謝意)

第5条 寄附者への謝意については、市長名の礼状（様式3）をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、ふるさと納税制度の対象となる本市に対する寄附行為に該当しない外国からの寄附受納を行う場合は、礼状の贈呈を省略することができる。

3 次に掲げる場合においては、感謝状（様式4）を贈呈することができる。

(1) 1回の寄附額が100,000円以上又は物品の価格が100,000円以上の寄附のとき。

(2) 数次にわたる寄附の合計額が100,000円以上又は物品の合計価格が100,000円以上の寄附のとき。

(3) その他、市民文化局長が特に必要と認めたとき。

4 礼状及び感謝状は、その都度贈呈する。なお、感謝状は、必要に応じ市長から贈呈するものとする。

(報告)

第6条 受納後の処理経過、結果等について、寄附受納報告書(様式5)により市民文化局長へ報告するものとする。

2 クレジットカード納付によるふるさと納税に関して、財政局財政部資金課より情報送付を受けた際は、局長へ報告するものとする。

(受納金品の管理)

第7条 受納した金品の管理は、川崎市金銭会計規則、川崎市物品会計規則及び川崎市財産規則に基づき行うものとする。

(事務)

第8条 受納並びに報告及び公表にかかわる事務は、寄附の申入れのあった事業を所掌する課等が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、受納に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。